

最近の判例から (11)

政治ビラの配布を目的とした分譲マンションへの立入りについて住居侵入罪が成立するとされた事例

(東京高判 平19・12・11 判タ1271-331) 松木 美鳥

民間分譲マンションの各住戸ドアポストに政治ビラを投函する目的でマンションの共用部分に立ち入った行為が、住居侵入罪に該当するとされた事例（東京高裁 平成19年12月11日判決 破棄自判・上告 判例タイムズ 1271号331頁）

1 事案の概要

(1) 民間分譲マンションの構造等

地上7階、地下1階建ての鉄筋コンクリート造りの分譲マンション（以下「本件マンション」という。）であり、1階部分は4戸の店舗・事務所として、2階以上は40戸の住戸として分譲されている。2階以上の住宅への通行には、玄関出入口ドアから入って、玄関ホールを抜け、1階廊下を経てエレベーターと各階廊下を利用できる。

(2) 本件マンションへの部外者の立入り

区の公報を除き、ビラの投函や、パンフレットの配布等を目的とした部外者の立入りを禁止する管理組合理事会の掲示板が本件マンション玄関ホールに貼られている。

(3) Xによる本件マンションへの立入状況

Xは平成16年12月23日午後2時20分ごろ、政治ビラを配布する目的で、本件マンションの玄関ホールから1階廊下を経てエレベーターで7階に上り、各住戸のドアポストにビラ等を入れて配布しながら階段を使って下の階に順次下り、全戸にそのビラ等を配布しようとしたが、3階の居住者に

見咎められて警察に通報され逮捕されるに至った事案である。

2 判決の要旨

裁判所は、原判決を破棄し、次のように判示した。

(1) 構成要件該当性

① 住居について

本件マンションの構造、利用、管理等の状況に照らすと、その共用部分は、分譲された住戸部分に付随しており、住民らが区分所有者として構成する管理組合を通じて共同して利用、管理することが当然予定されていて、住民らの生活の平穩に配慮する必要が強く認められる空間であるから、各住戸と一体をなして刑法130条前段の「住居」に当たる。

② 正当な理由

原判決は、部外者立ち入り禁止の意思表示が来訪者に伝わるように実効的な措置が取られていたとはいえないから、立入り行為が「正当な理由」のないものとは認められないと説示する。しかし、マンションの構造、部外者の立入りを禁止する張り紙の位置や内容などによれば、工事の施工や集金などを除き、部外者の立ち入りは予定されておらず、各住戸のドアポストへのビラ配布を目的とする者がこれらの立入りを予定された者に含まれないことは明らかであり、玄関内東側ドアより先へ立入りが禁止

されていることを来訪者に伝えるための実効的措置が取られていなかったとはいえないから原判決は是認できない。

③ 住居侵入罪の成立

本件マンションの構造等に加え、ビラ配布のための部外者の立ち入りを許容していないことを被告人Xが知っていたと認められることなどを併せ考慮すると、被告人Xがビラ配布のために本件マンションに立ち入った行為は、その立入りのための玄関ホールへの立入りを含め、刑法130条前段の住居侵入罪を構成すると認めるのが相当。

(2) 違法性阻却事由及び可罰的違法性

ビラの配布を目的として本件マンション内に立ち入り、7階から3階まで多くの住戸のドアポストにビラを投函しながら滞留した行為が相当性を欠くことは明らかであり、違法性が阻却されとか、可罰的違法性を欠くと解することはできない。

(3) 憲法との整合性

憲法21条1項は、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のために必要かつ合理的な制限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の財産権、管理権等を不当に害することは許されない。そして、本件マンションは、その共用部分といえども私人の財産権、管理権等の及ぶ領域であって、住民らの委託を受けた管理員又は個別の住民の許諾を受けないで、本件マンションに侵入した本件の所為について刑法130条前段の規定を適用してこれを処罰しても憲法21条1項に違反するものではない。

(4) 破棄自判

被告人Xに対する住居侵入罪の成立を否定した原判決は法令の適用を誤っており、原判決を破棄する。そして被告人Xは正当

な理由がないのに本件マンション内に侵入したことの事実を認定する。

3 まとめ

原判決は、本件マンションの共用部分が住居侵入罪の「住居」に当たること、その立入り行為が本件マンションの管理権者の意思に反していることを認定しながら、その意思が明確に表示されていなかったことなどから、被告人の立入り行為に「正当な理由がない」とはいえず、住居侵入罪を構成する違法な行為とは認められないとして、被告人に無罪を言い渡した(東京地裁平18・8・28 Westlaw)。

これに対し、本判決は、原判決と同様、分譲マンションの共用部分が住居侵入罪の「住居」に当たるとした上、原判決とは異なり、本件立入り行為は刑法130条前段の住居侵入罪を構成し、かつ、可罰的違法性を欠くものでないとして、原判決を破棄し、被告人を罰金5万円に処したもので、上告中である。

なお、平成20年4月11日最高裁二小判決(刑集62-5-1217、裁時1457-6)は、集合住宅である公務員宿舎の共用部分1階出入口から各室玄関前までの部分と金網フェンス等で囲まれている敷地等が刑法130条前段にいう「住居」ではなく「人の看守する邸宅」に当たるとした。今後同種事案に対する裁判所の判断に注目したい。